第３期 粕屋町

子ども・子育て支援事業計画

（令和７年度～令和11年度）

概要版

令和７年３月

粕　屋　町

計画策定の趣旨

「第２期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間終了に伴い、新たな「第３期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、「こども基本法」に示された市町村こども計画を一体的に策定し、粕屋町のこども・若者をとりまく様々な課題に対応していきます。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」（第61条）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て支援事業に関する事業量見込と確保の方策を示します。また、「こども基本法」（第10条第２項）に定める「市町村こども計画」として、こども大綱及び福岡県計画を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を示す計画を包含するものとして策定しています。

計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

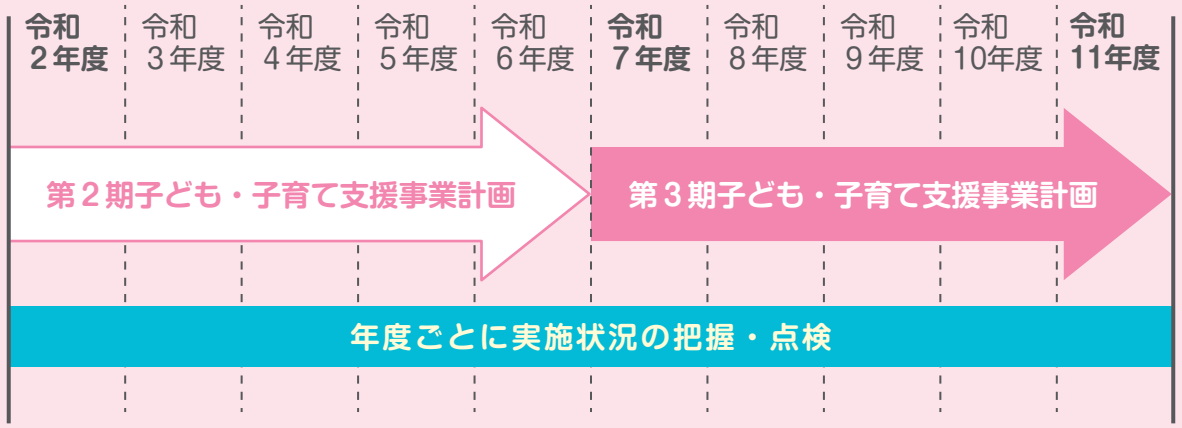

計画の対象

本計画は、本町のすべてのこども・若者とその家庭を対象とし、具体的には生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳に至るまでのこども・青少年とその家族、18～39歳の若者とします。

計画の基本理念

子ども・子育て支援法では、父母など保護者が子育てについて第一義的責任をもつことを基本的認識としながら、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本的考え方としています。こどもの視点に立ち、こども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばして成長していくことが重要です。

わ がやく笑顔で

す こやかに こどもが育つ

や さしいまち かすや

基本的な視点

1 こどもや若者、子育て当事者の視点

こどもの幸せを第一に考えるとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を反映させながら、ともに取組を進めていくものとします。

2 すべてのこどもと家庭を支える視点

こどもや子育て中の保護者に対し、身近な地域において、必要とされる支援を可能な限り講じることで、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

3 社会全体でこどもと子育て、若者の社会参加を支援する視点

社会のあらゆる分野における人々がこどもや保護者に寄り添うことで、すべてのこどもが健やかに成長できる社会を目指します。また、次代を担う若者の成長と社会参加を支援します。

基本方針

Ⅰ 心豊かなこどもが育つまち

Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

Ⅲ こどもを見守り、育むまち

Ⅳ 若者の未来を応援するまち

Ⅰ 心豊かなこどもが育つまち

こどもは、本来一人ひとりが様々な可能性や力を持っています。こどもの権利についての啓発を進めるとともに、こどもの健康と福祉が守られるよう、各種健康・保健事業の施策の充実や児童虐待の防止を図ります。また、こどもの豊かな心を育むべく、交流の機会や生活体験・自然体験等の機会を豊富に持てるような取組を推進します。

安心して楽しく子育てができるまち Ⅱ

子育てをしている人や、これから子育てをしたいと思っている人が、精神的、身体的にゆとりをもち、安心して出産や子育てをすることができるよう支援します。子育てに関する相談や学習機会を充実するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。子育てをする人が子育てと仕事やその他の活動との両立ができるよう、両立支援の充実や子育てにおける男女共同参画を推進します。

Ⅲ こどもを見守り、育むまち

こどもと地域との交流や、企業等への啓発を推進し、こどもと子育てを地域や社会全体で見守り育てるという意識を醸成することで、こどもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。こどもが地域において安心して暮らし、活動することができるよう、公園や遊び場、道路等の整備と充実に努めるとともに、事故や犯罪からこどもを守る環境づくりを推進します。

若者の未来を応援するまち Ⅳ

若者の社会参加を支援する視点にたち、地域の様々な社会資源と連携し、様々な取組を進めます。

計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向	
かがやく笑顔で すこやかに こどもが育つ やさしいまち かすや	Ⅰ 心豊かなこどもが育つまち	① こどもの最善の利益を守る	（1）こどもの権利に関する啓発 （2）こどもの人権擁護
		② 豊かな心を育む教育の推進	（1）文化、芸術に触れる機会の拡充 （2）思春期教育の推進 （3）障がいのあるこどもの教育の推進 （4）こどもの交流・学習機会の充実
	Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	① 安心して出産・子育てできる環境の整備	（1）安心して出産・子育てできる支援の充実 （2）親子の健康づくり （3）子育てに伴う経済的負担の軽減 （4）ひとり親家庭への支援
		② 配慮を必要とするこどもへの支援	（1）児童虐待防止対策の充実 （2）ヤングケアラーへの支援 （3）こどもの貧困対策 （4）いじめ防止 （5）不登校のこどもへの支援 （6）障がいのあるこどもの療育支援
		③ 子育てに関する相談・情報提供体制の強化	（1）子育てに対する相談体制の充実 ★ （2）こどもと子育てに関する情報提供の充実
		④ 子育てについての学習と交流の充実	（1）親同士の交流機会の拡大を図る （2）育児サークル活動の支援 （3）子育て等に関する学習機会の充実
		⑤ 子育てと仕事や他の活動との両立支援	（1）保育所・幼稚園・認定こども園におけるサービスの充実 （2）教育・保育施設の充実 （3）保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携による教育・保育の充実 （4）学童保育における保育サービスの拡充 （5）保護者の働きやすい環境の整備・充実
		⑥ ジェンダー平等意識にもとづく子育て支援	（1）養育者の子育てに関する学習や交流の機会の拡充 （2）ジェンダー平等の視点による意識改革
	Ⅲ こどもを見守り、育むまち	① こどもと子育てに安心なまちづくり	（1）こどもの居場所づくり ★ （2）事故や犯罪からこどもの安全を守る環境づくり
		② 地域における交流・ネットワークづくりの促進	（1）地域における相互交流・世代間交流の促進 （2）こどもに関する諸団体のネットワークづくり ★ （3）子育て支援者・ボランティアの育成
		③ 子育てについての意識啓発・住民参加の推進	（1）啓発活動の推進 （2）住民参加の推進
	Ⅳ 若者の未来を応援するまち	① 青年期の就学支援	（1）高等教育の就学支援 （2）高等教育の充実
		② 生活基盤の安定支援	（1）就労支援 （2）結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援 （3）悩みや不安を抱える若者への相談体制整備 ★

計画の重点的取組

こどもと子育て、若者に対する相談体制の充実

こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるまちを目指し、こども家庭センターにおいて、相談や療育支援の一層の充実を図り、適切な支援を推進します。

また、今後は若者の社会参加に向けた相談体制の整備についても、取組を進めます。

地域の交流・ネットワークづくり

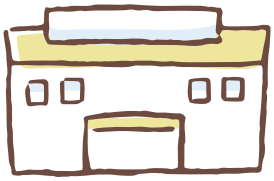

保育所、幼稚園、認定こども園、学校、そして地域との交流・ネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支えるという気運の醸成を図ります。

また、地域の子育てに関する人材の育成に取り組みます。

こどもの居場所づくり

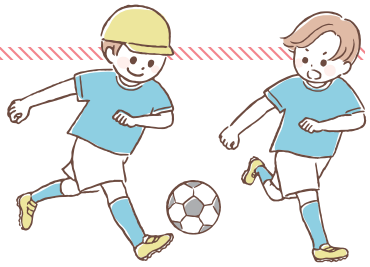

すべてのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、「かすやこども館」をはじめ、公民館や図書館などの社会教育施設を含め、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取組を進めます。

計画の推進に向けて

1 庁内推進体制の確立

計画の推進にあたっては、子ども未来課を中心に関係各課で構成する全庁的な推進体制を整え、国、県、関係機関との連携を図りながら、総合的、計画的に推進していきます。

2 地域の連携と協力による取組の推進

保護者、地域住民、保育所、幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、ボランティア団体、商工会等が、相互に連携・協力しながら、地域社会全体でこどもと子育て家庭を支援していきます。

3 計画の点検・評価

教育・保育関係者や保護者、地域の諸団体や子育て支援の関係者からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を継続し、進捗状況の点検、評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行いながら、計画の着実な推進を図ります。

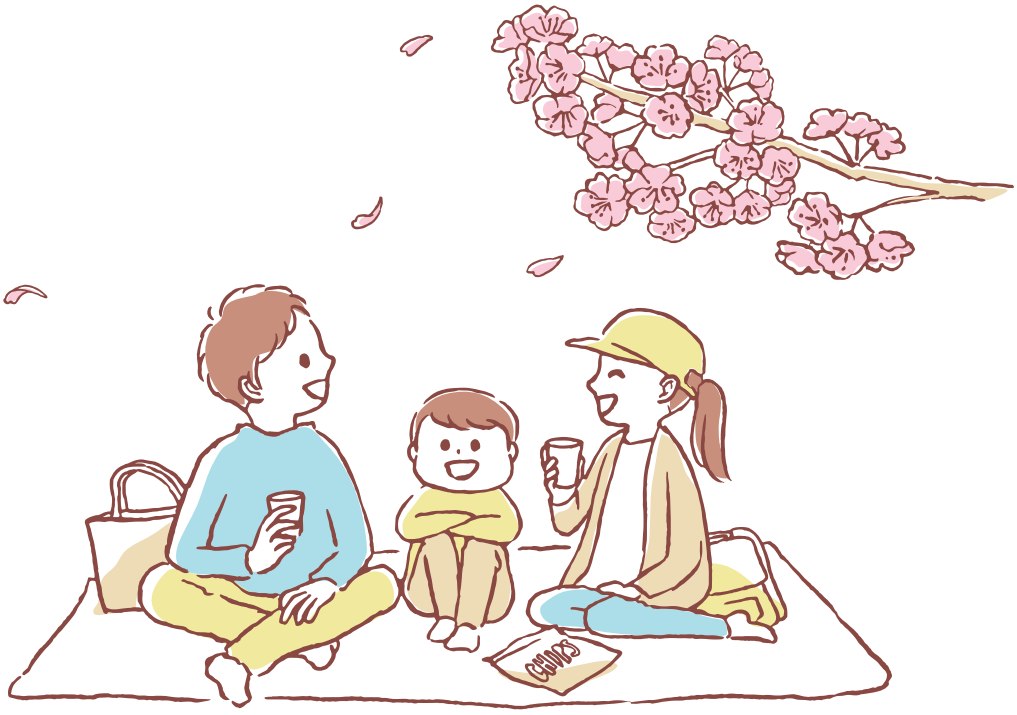

発　行

粕屋町 住民福祉部 子ども未来課
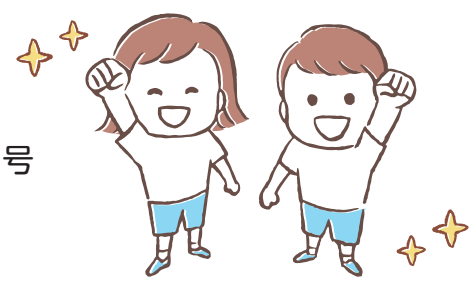
〒811-2392
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目１番１号
TEL　092-938-0214（直通）
FAX　092-938-3150